

私的録音録画補償金の共通目的事業への支出について

—— ドイツ著作権法における「水平的社会的拘束」を手がかりとして

栗 田 昌 裕

第一章 はじめに

本稿は、私的録音録画補償金の共通目的事業への支出について、その理論的基礎を解明するための準備作業を行うものである。

一 私的録音録画補償金制度の概要

私的使用のための複製については著作権の制限規定が置かれており、一定の要件の下に、他人の著作物を自由に複製することができる（著作権法30条1項）。しかし、政令で指定された機器・記録媒体（以下、「特定機器・特定記録媒体」という。）を用いてデジタル方式の録音録画を行うときには、著作権者に対して、著作権者に相当な額の補償金を支払わなければならない（同2項）。これを私的録音録画補償金という。

私的録音録画補償金は、録音録画のつど、利用者から著作権者に対して支払われるのが原則である。しかし、多数の利用者が広範囲に分布している利用形態では、権利者が個別に権利行使することは期待できない。そこで、権利の実効性を確保し、権利処理の円滑化を図るために、指定管理団体による権利の集中管理が規定されている（同104条の2以下）。これによれば、指定管理団体は、特定機器・記録媒体の購入に際して、私的録音録画補償金の一括の支払を請求できることになる（同104条の4）。もっとも、指定管理団体が購入の事実を把握することは困難であるから、実際には、製造業者等の協力義務を前提として（同104

条の5）、製造業者等が特定機器・特定記録媒体の価格に補償金を上乗せして販売したうえで、その売上から補償金相当額を指定管理団体に支払う方式が採られている¹⁾。

二 私的録音録画補償金の共通目的事業への支出

このようにして徴収された私的録音録画補償金は、指定管理団体の規程にしたがって、個々の権利者に分配される（同104条の7）。ただし、指定管理団体は、その手数料のほか、前述の特例によって徴収された額の「2割以内で政令で定める割合」を、「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」のために支出しなければならない（同104条の8）。これを、共通目的事業（共通目的基金）への支出という²⁾。

同規定の趣旨は、以下のように説明されている。第1に、一括の支払を受ける場合には、どの著作物をどれだけ録音録画したかにかかわらず、「包括的な一回限りの補償金」が支払われることになるため、「個々の権利者と個々の私的録音・録画行為との関係を明確に確定すること」が困難である。また、分配資料の精度には限界があり、「零細で分配し切れない権利者や分配資料によっては分配し得ない権利者（サンプリング調査に偶然上がってこなかった権利者など）」の存在を回避することができない。そのため、「権利者全体の利益となるような事業に支出することにより一種の間接的な分配を行うことが適切である」とされ

る³⁾。また、第2に、特定機器・特定記録媒体の購入時に私的録音録画補償金を一括で支払う場合には、「いわば将来における私的録音・録画に係る不確定債務を一括前払いで支払っている」ことになる。本来であれば、特定機器・特定記録媒体の耐用年数に応じて分割すべきところ、購入時の権利者に全部を分配してしまうのは、「一種の先取り」になってしまう。そのため、「何が社会的に公平であるかを考慮して、その調整として共通目的事業がある」というのである⁴⁾。

三 問題の所在

しかし、これらの理由から、ただちに著作権法104条の8という共通目的事業のための支出が基礎づけられるわけではない。

第1に、私的録音録画補償金の一部を間接的に分配せざるを得ないとしても、その方法として、現行法が規定する共通目的事業への支出が適切かどうかは別論である。例えば、「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業」への支出については、「国が負担すべき公共事業を、権利者のみの負担において行っている」「本来税金で賄うものを権利者だけに負担させるという意味で不公正な制度といわざるを得ない」という批判があるというが⁵⁾、これには理由がないわけではない。私的録音録画補償金の共通目的事業への支出が間接的な分配の方法であるならば、それによって利益を受ける者の範囲は、本来であれば分配を受けられたであろう権利者の範囲と可能な限り一致すべきであろう。国民が一般に利益を受ける事業への支出は、もはや間接的な分配とはいえない。このように考えると、問題となるのは、私的録音録画補償金を間接的に配分することそのものではなく、その方法である。したがって、私的録音録画補償金を「権利者全員に正確に配分することは断念せざるを得ず、次善の策として、共通目的基金制度を創設……した」というだけでは、この批判に応えたことにはならない。このような指摘は、間接的な分配を行わざるを得ないことは正当化できても、それを法定の共通目的事業への支出によって行うことまでは正当化できないからである。

第2に、特定機器・特定記録媒体の購入時に私

的録音録画補償金を一括で支払うことが「将来における私的録音・録画に係る不確定債務」の一括前払いに当たるとしても、ただちに共通目的事業への支出を行うべきことにはならない。将来の権利者への分配は必ずしも不可能ではないし、特定機器・特定記録媒体の使用状況を正確に捕捉できないのは同時代の権利者であっても同様だからである。ここでも、将来の権利者への間接的な分配として、共通目的事業への支出が適切かどうかは問われることになる。

以上のように、権利者への正確な個別分配が不可能であることは、ただちに共通目的事業への支出を正当化しない。権利者への間接的な分配の方法として著作権法104条の8第1項にいう「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」への支出を法定することが適切かどうかは、さらなる検討が必要というべきである。

なお、現在、私的録音録画補償金は、徴収額が激減し、「機能不全に陥っている」といわれている⁶⁾。そのため、私的録音録画補償金の共通目的事業への支出についても、改めて問題とされる余地はないように思われるかも知れない。しかし、すでに多くの指摘があるように、我が国の著作権法は「オールオアナッシング」の解決に偏しており、権利者の利益と利用者の利益とを必ずしも適切に調整できていないといわれている⁷⁾。これを是正するための方策として、私的録音録画補償金制度の改正が議論されているところである。改正の方向性は未だ定かではないが、必ずしも根拠の明らかではない⁸⁾現行制度について、理論的基礎を検討しておくことにも一定の意味がある。

四 本稿の構成

以上のような視点から、本稿では、ドイツ法との比較法を通して、私的録音録画補償金の共通目的事業への支出がどのようにして基礎づけられるかを検討する。比較法の素材としてドイツ法を選択するのは、ドイツ法が世界に先駆けて補償請求権(Vergütungsanspruch)制度を創設し、我が国の私的録音録画補償金制度にも大きな影響を与えたことと、現在でも補償請求権に重要な意義が認

められていることによる。我が国の私的録音録画補償金制度が「機能不全に陥っている」とすれば、数次の改正を経て、現在もなお機能しているドイツ法には参照の価値があるといえるだろう。

そこで、以下では、ドイツ法における補償請求権制度の位置づけを概観したうえで（第二章）、権利者への間接的な分配に相当する制度として、著作権管理法（WahrnG）7条2文・同8条の規定を取り上げる（第三章）。最後に、日本法への示唆と残された課題について簡単に触れたい（第四章）。なお、紙幅の関係から、本稿では学説の対立や判例の変遷の詳細については立ち入らず、全面的に続稿に委ねる。

第二章 ドイツ法における補償請求権制度

一 補償請求権制度の沿革

ドイツ著作権法学においては、早期から、著作者への報酬の割当てが重視されており、補償請求権も、排他権と並んで、著作者への報酬の割当てを保障するための制度として構想された。

このことは、18世紀の精神的所有権論の主張にも見ることができる。精神的所有権論は、著作者の権利を自然権として正当化する学説の一つであり、ジョン・ロックの労働所有論を理論的支柱とするものであった⁹⁾。しかし、ドイツでは、ロックの労働所有論を直接に移入するのではなく、これを「人は、財産として、自然天然のものの加工や改変のために費やした自らの労働の成果を要求できる」¹⁰⁾という報酬保護の思想へと修正したうえで、著作者の権利を正当化したのである。

1 磁気テープ事件判決

もっとも、当初、精神的所有権論は、著作者へ成果を割り当てる方法として、所有権類似の排他的権利を構想していた。この意味での精神的所有権論は、連邦通常裁判所1955年5月18日判決（磁気テープ事件）¹¹⁾が、その採用を宣言している。

本判決で問題となったのは、私的使用のための複製について著作権を制限する文学著作権法15条2項が、私的使用のための磁気テープへの録音にも適用されるかどうかである。本判決は、本件は立法者が予見していたなかった利益衝突に当たる

として、文理解釈ではなく、法発見を行うべきであると判示した。そのうえで、著作権法の基本思想として、「著作者の著作物に対する支配権は、第三者による給付（Leistung）の使用に対して公正な報酬（gerechter Lohn）を求める請求権を基礎づけるものであるが、立法者によってはじめて授与されるものではなく、事物の本性からの、すなわち、制定法の立法によってはその承認と内容形成が行われるに過ぎない、その精神的所有権の帰結である」という精神的所有権論を採用したのである¹²⁾。

もっとも、本判決は、私的領域の保護を理由として著作者への報酬の割当てを否定することはできないとして、文学著作権法15条2項を厳格解釈し、著作権の侵害を認めた。著作者の排他権が私的領域にも及ぶことを認めたわけである。

2 私的録音事件判決

これに対して、連邦通常裁判所1964年5月29日判決（私的録音事件）¹³⁾は、ドイツ連邦共和国基本法13条が保障する住居の不可侵が著作者の排他権に優越することを認めている。ただし、著作者への報酬の割当てそのものは維持されるべきであると指摘し、補償請求権制度が創設される契機となった。

同判決で問題となったのは、著作権者がテープレコーダー製造者に対して最終購入者の住所氏名を明らかにするために必要な措置をとるように請求することができるかどうかである。本判決は、こうした請求を認めれば、住居の不可侵に反することになるとして、請求を棄却した。しかし、テープレコーダー製造者は、「妨害者」（Störer）または不法行為の「関与者」（Teilnehmer）として法的責任を負うことがあると指摘し、著作者の「報酬請求権の危殆化を排除するのに必要かつ適合的であり」かつ「期待可能な負担」を求めることはできると判示した。このような「期待可能な負担」として、補償請求権制度が構想されることになったのである。

3 ドイツ著作権法の成立

1965年に成立した現行ドイツ著作権法は、第53条5項において、以下のように規定している¹⁴⁾。

ドイツ著作権法53条5項（私的使用及びその

他の自己使用のための複製¹⁵⁾

放送を録音録画媒体へ記録することにより、またはある録音録画媒体から他の録音録画媒体へと写調することにより、私的使用のために著作物が複製されることが、著作物の性質上、予想される場合には、その著作物の著作者は、そのような複製の実行に適した機器の製造者に対して、その機器の販売によって生じた、そのような複製を行う可能性について、補償金の支払いを求める請求権を有する。機器を本法律の適用地域に業として輸入または再輸入する者は、機器の製造者とともに、連帯債務者として責任を負う。その機器がこの法律の適用地域においては前述の複製の実行のために使用されることが状況から明らかに予想される場合には、この請求権は存しない。この請求権は、管理団体を通してのみ行使することができる。製造者がその機器の販売から得た収益の相当なる部分が補償金として各権利者に帰属する。第84条、第85条3項及び第94条4項に基づく権利者を含め、全権利者の補償請求権の合計は、この販売収益の100分の5を越えてはならない。

1962年の政府草案理由書では、補償請求権制度について、「著作者は、磁気録音機器による私的複製に対して禁止権を行使するよりも、報酬(Vergütung)の支払いと引き換えに複製を許諾しようとする。このように、著作者は、相当なる報酬を獲得することにしか関心を有していない。しかし、そのためには禁止権は必要ではなく、法律が相当なる報酬を求める請求権を認めれば十分である」と述べられており¹⁶⁾、立法者が、禁止権(排他権)の貫徹よりも報酬の割当てを重視したことは明らかである。このような処理は、まさしく私的録音事件判決が示した方向性に沿うものといえるだろう。

なお、補償金の支払義務者については、政府草案では複製者とされていたのを、現行法は機器の製造者へと改めている。実効性を確保するための修正であるが、同規定については、録音機器の製造者から憲法訴願が提起されることになった。もっとも、連邦憲法裁判所は、本来的に補償金を支

払うべきなのが複製者であるとしても、その直接的な把握はやはり住居の不可侵に抵触するため、価格転嫁によって間接的に捕捉する方法を採ることも許されるなどとして、テープレコーダー製造者に補償義務を課すことは合憲と判示している¹⁷⁾。

その後、ドイツ著作権法は数次の改正を経ており、現在では、補償請求権の規定は拡充され、「私的使用及びその他の自己使用のための複製」についての規定とは独立して規定されている(法54条以下)。本稿では個々の改正に立ち入ることはできないが、重要な改正として、例えば、①補償義務の対象が複製機器から記録媒体へと拡張されたこと、②法定補償金率が撤廃され、著作権管理団体と製造者団体との協議等によって補償金額が決定される方式へと変更されたことなどが挙げられる¹⁸⁾。

二 補償請求権制度の憲法的評価

ここまでに見たように、ドイツ法では、著作者への報酬の割当てが重視されており、排他権や補償請求権は、このような割当てを維持するための手段と位置づけられていた。このような発想は、連邦憲法裁判所の判例によっても跡づけられることとなった。もっとも、同裁判所の判例の展開については別稿で論じたため¹⁹⁾、本稿では、確立した判例とされている連邦憲法裁判所1971年7月7日判決(教科書事件)²⁰⁾を概観するにとどめたい。

教科書事件は、学校用図書等への著作物の収録について著作権を制限していた著作権法46条(当時)が著作者の基本権を侵害するとして提起された憲法訴願(憲法訴願とは、公権力によって基本権を侵害されたことを理由として、直接、連邦憲法裁判所に提訴する手続をいう。連邦憲法裁判所法90条以下参照。)の事例である。

本判決は、以下のように述べて、補償請求権の定めを欠く限りにおいて同規定を違憲無効と判断した。

第1に、立法者は財産権の内容形成を行うにあたって、財産権保障の基本的内容を護るとともに、他の憲法規範にも反しないようにしなければならない。ここで、財産権保障の基本的内容(基本法14条1項前段)とは、「創作的給付の財産的価値ある成果を私法規定により原則として著作者に割り当てることと、これを自己の責任で処分できる

自由」を意味している。これは、「基本法によって保護される著作権の核心」である。ただし、著作物の利用方法をすべて著作者に留保することまでは、要請されていない。これに対して、財産権の社会的拘束（基本法14条2項）は、立法者に対して、個人の利益と公共の利益を公正に調整し、場合によっては、公共の利益のために著作者の権利に限界を設定するように命じている。そのため、著作権の制限規定の合憲性は、それが公共の利益によって正当化されるかどうかによって判断されることになるというのである。

このように見ると、財産権保障の基本的内容は、著作者への成果の割当てが保障されていれば、最低限、維持されることになる。排他権は、著作者への成果の割当てに、著作物の利用の対価を交渉して取り決める自由を付加したものに過ぎない。

したがって、第2に、著作権の制限規定の違憲審査は、補償請求権の定めがあるかどうかによって、異なる基準に服することになる。すなわち、①補償請求権の定めがあれば、著作者への成果の割当ては維持される。排他権の制限は著作者から対価決定の自由を奪うことになるが、これは、「著作物に妨げなく接触するという公共の利益」によって正当化できる。これに対して、②補償請求権の定めがなければ、著作者への成果の割当てそのものが害されることになる。これは、基本法によって保護される著作権の核心を侵すものであり、「著作物に妨げなく接触するという公共の利益」によって正当化することはできない。このような制限を正当化するためには、「高められた公共の利益」が必要である。

これを著作権法46条について見ると、①排他権の制限そのものは「現代的な授業において青少年を知的創作に親しませる」という公共の利益によって正当化できるが、②補償請求権の否定を正当化できるほどの「高められた公共の利益」は存在しない。したがって、同規定は、補償請求権の定めを欠く限りにおいて違憲だというのである。

本判決は、直接には有体的複製の権利（法15条1項）に関するものであったが、連邦憲法裁判所1978年10月25日決定（教会音楽事件）²¹⁾において無体的再生の権利（同2項）にも適用されること

が確認された。そのほか、本判決は、同日の図書館料金事件決定²²⁾、学校放送事件決定²³⁾、翌8日のレコード事件決定²⁴⁾のほか、多数の判例に引用されており、確立した判例理論とされている。

三 小 括

以上のように、ドイツ著作権法が採用した補償請求権制度は、古くは自然法に基礎を有し、現在では憲法上の財産権保障によって支えられている。その基本的な発想は、著作者に著作物の利用に対する報酬ないし創作的給付の財産的価値ある成果を割り当てることにあった。そのため、補償請求権の定めのない著作権の制限規定は、「高められた公共の利益」によって正当化されない限り、財産権保障の侵害として違憲とされるおそれがあり、現に違憲判決もある。

このように考えると、本来であれば著作者に分配されるべき補償金を他の目的のために支出することも、著作者への成果の割当てを害するものとして、違憲の疑義を生じそうである。ドイツ法では、こうした支出は、水平的社会的拘束によって正当化される限りにおいて認められるものとされている。次章では、こうした間接的な分配の制度を概観することにしよう。

第三章 ドイツ法における補償金の共通目的事業への支出とその基礎づけ

一 著作権管理法の規定

ドイツ著作権法と同時に成立した著作権管理法は、集中管理団体（Verwertungsgesellschaft）による著作権法上の利用権、同意権、補償請求権の管理について規定する法律である。同法は、第7条第2文では「文化的に重要な著作物及び給付」の振興という分配方針を掲げており、第8条では「将来準備制度及び共済制度」への支出を定めている。これらの規定は著作者への間接的な分配に属するものであり、いずれも水平的社会的拘束（horizontale Sozialbindung）の具体化とされている²⁵⁾。以下では、日本法における共通目的事業への支出と比較可能な制度として、この2つの条文を取り上げる。

二 著作権管理法 7 条 2 文

1 規定の内容

著作権管理法 7 条（収益の分配）²⁶⁾

¹ 集中管理団体は、その活動から得られた収益を、予め定められた規則であって分配に際して恣意的な取り扱いを排除するもの（分配計画）に基づいて、分配しなければならない。² 分配計画は、文化的に重要な著作物及び給付を振興するという原則に反してはならない。³ 分配計画の原則は、集中管理団体の定款に規定しなければならない。

著作権管理法 7 条 2 文は、立法過程においては効力規定として起草されていたが、憲法上の疑義があるため、訓示規定へと改められた²⁷⁾。この規定があるため、同 1 文の恣意の禁止にもかかわらず、文化的な重要性に応じて配分を行うことができる。この意味で、これを許可規定（Kannvorschrift）と表現するものもある²⁸⁾。

いずれにせよ、同規定は、見方を変えれば、文化的に重要ではない著作物等の負担において、文化的に重要な著作物等に支出を行っていることになるため、水平的社会的拘束の具体化とされている。

2 E-Musik と U-Musik の区別

著作権管理法 7 条 2 文に基づく措置としては、文化的に重要な著作物や給付を創作しようとする者に対して奨学金制度を設けることも考えられるが²⁹⁾、しばしば代表例として挙げられるのが、GEMA の分配計画における E-Musik（ernste Musik, 純音楽）と U-Musik（Unterhaltungsmusik, 軽音楽）の区別である。GEMA による収益の分配は、「計算」（Verrechnung）と「査定」（Wertung）の二段階に分けて行われるが、そのいずれにおいても、E-Musik と U-Musik では異なる取り扱いが予定されている。例えば、計算手続においては、著作物がその種類や演奏時間等によって点数評価されるが、その点数表は両者で異なっており、一般に E-Musik の方が配点が高い³⁰⁾。

こうした区別については、批判もある。例えば、①E-Musik の支援のために U-Musik の権利者に負担を強いるものであって憲法上の疑義がある、②E-Musik と U-Musik の区別は困難なことが多

く、著作権管理法 7 条 1 文の恣意の禁止ないしドイツ民法典 307 条の透明性原則に反する、③E-Musik と U-Musik の区別はドイツ法に独自のものであり、「公正な報酬」を保障するヨーロッパ法との関係で問題がある、といった指摘が行われている³¹⁾。

もっとも、これらの批判に対しては、以下のような反論もある。すなわち、①計算手続における配点の相違は、配分の原因となる収益が区別されているか、わずかな差しかないため、著作権管理法 7 条 2 文によって正当化できる。また、査定手続における区別は、援助の必要性に応じたものに過ぎない。また、この区別は会員の自律的決定に基くものであり、法政策的決定としても妥当である。②E-Musik と U-Musik の区別は日常的に行われており、商慣習も異なるほか、区別の困難な著作物については委員会による指定が、中間的な著作物については受け皿規定があるため、問題は生じない。最後に、③集中管理団体の収益を権利者に分配する際には、総計的概算の処理が避けられない。そのため、一定額を間接的に分配することは、権利者に対する「公正な報酬」の保障に矛盾しないというのである³²⁾。

以上のように争いはあるが、E-Musik と U-Musik の区別は GEMA の実務には定着しているようである。もっとも、これらの区別がドイツ法に特有のものであり、とりわけ国際法との関係では問題をはらんでいることも否定できない。

三 著作権管理法 8 条

1 規定の内容

著作権管理法 8 条（将来準備制度及び共済金制度）

集中管理団体は、その管理する権利又は請求権の保有者のために、将来準備制度及び共済制度を設けるものとする。

著作権管理法 8 条は、共通目的事業への支出について規定しているが、日本法とは内容が大きく異なっている。というのも、そこで想定されているのは、主として老齢年金（Altersversorgung）や傷病支援金（Unterstützung in Notfällen）などの生活保障制度の維持運営だからである³³⁾。なお、

権利者に分配されるべき収益からの支出を伴うため、同規定も、水平的社会的拘束の具体化とされている。

同規定も訓示規定であり、争いあるも、その違反が直ちに管理団体の認可手続に影響を与えたり、監督官庁による強制に服するものではない³⁴⁾。ただし、将来準備共済制度は、集中管理団体が信託的に管理する著作権等の行使によって得られた収益によって運営されているため、年次決算書及び事業報告書の記載事項の一つとして、決算報告や監督官庁への通知義務に服する（同法 9 条・20 条）。具体的には、収益の管理分配が集中管理の「相当なる条件」に一致しているか、受益者の範囲が客観的な基準に基づいて決定されているか、総費用が総収益の一定の割合を超えていないか、負担が公平に分配されているか、などが監督の対象になる³⁵⁾。

2 GEMA-Sozialkasse

同規定は、立法当時すでに存在していた GEMA-Sozialkasse（ドイツ音楽著作権協会社会基金）を範型とし、同様の制度を他の集中管理団体においても設立するために制定されたものである³⁶⁾。そこで、以下では GEMA-Sozialkasse の概観を行うこととしたい。

GEMA-Sozialkasse は、老齢、疾病、事故その他の理由によって生計を維持するだけの収入を得られなくなった会員に対して、一時金や定期金の給付を行う制度である。その原資は GEMA の収益からの分配によって賄われており、その他の社会目的の支出と併せて、社会控除（Sozialabzug）と呼ばれている。社会控除の額は、上演権及び送信権からの収益については、分配額の 10% である。このほか、利息、入会金、手数料及び違約金等の分配できない収益も社会控除の対象とされている（上演権・送信権分配計画 1 条 4 項）。ただし、利用数に応じた個別計算が可能な機械的複製権からの収益については、分配できない収益のみが社会控除の対象となる（機械的複製権分配計画 1 条 2 項）。

GEMA-Sozialkasse は、作曲家部門、作詞家部門、音楽出版社部門の独立した三部門から成っており（GEMA 社会基金規程 3 条 1 項）、それぞれ

の部門運営委員会によって運営されている（同 2 項）。このうち、音楽出版社については、給付の受領者として幹部従業員を指名する制度等の特則があり、給付額の決定方法も他部門とは異なり定額で定められている（同 12 条。同 5 条 4 項・6 条 2 項・7 条 5 項・8 条 1c 項・同 2b 項・8 条 1c 項・同 2b 項参照）。以下では、作曲家や作詞家の取り扱いについて説明する。

GEMA の正規会員が一時金や定期金の給付を受けるための一般的な要件は、以下のとおりである（同 5 条 1 項）。

- (a) 満 60 歳以上であること
- (b) 最低 5 年間に亘って継続して GEMA の正規会員であること
- (c) その収入が生計維持のために不十分だと証明できること

ただし、疾病や事故等の事情によって困窮状態にあるときは、満 60 歳以上であることを要しない（同 2 項）。

また、死亡した会員の遺族にも、一定の要件の下に、一時金や定期金の給付が行われる（同 6 条・7 条）。このほか、正規会員が死亡した際には、遺族に弔慰金が支払われる（同 2 条 2 項）。また、疾病介護保険料の半額を填補する制度も用意されている（同 13 条）。

定期金の額は、GEMA 会員の平均収入に連動して決定される。例えば、正規会員に対する定期金は、平均年収の 80%（最低月額 EUR446.-、最高月額 EUR1600.-）とされている（同 8 条 I.(1a)）。会員の平均年収が EUR16000.- を超えるときには、その額に応じて、月額 EUR78.- から EUR546.- までの特別手当が加算される（同 (1b)）。

遺族に対する定期金の額は、会員の 75%（最低月額 EUR334.50）であり、特別手当の額も異なる。（同 8 条 II.(1a)、同 (1b)）。これに対して、一時金の額は、各部門管理委員会が個別に審査して決定する（同 10 条）。弔慰金の額は定額（EUR1,700.-）である（同 9 条）。

このように、GEMA-Sozialkasse は、その会員及び遺族に対して、かなり手厚い生活保障を用意している。権利者は、社会控除を負担する代わりに、このような潜在的な権利を手に入れているこ

とになる³⁷⁾。

四 水平的社会的拘束

1 序

前述の各制度は、いずれも、本来であれば権利者に個別に分配されるべき収益を異なる目的のために支出するものであり、憲法上の財産権保障に反するおそれがあるものの、いずれも水平的社会的拘束として正当化されるため、違憲とは考えられていない。そこで、以下では、水平的社会的拘束と、その前提となる著作権の社会的拘束の理論について、簡単な紹介を試みる。

2 社会的拘束の理論

著作権の社会的拘束の理論は、当初、著作物の社会的性質——公表されれば社会全体に広く影響を及ぼさずにはいられないという反射効——によって著作権の期間制限を正当化する理論であった³⁸⁾。これは、所有権の社会的拘束を著作権法の領域に援用するものであり、権利の対象が有する社会的性質によって権利の制限を正当化するという点において両者は共通していた。

その後、映画、ラジオ、テレビといった著作物の新しい利用方法が普及するようになると、著作権の社会的拘束の理論は、著作権の内容の制限についても主張されるようになった。例えば、①著作物が幾世代にも亘って蓄積された先行業績に依拠していることや³⁹⁾、②著作物が公共に受け取られるために創作されていることなどが⁴⁰⁾、早くから著作権の制限を基礎づける著作物の社会的性質として主張されている。

こうした社会的拘束の理論は、基本法14条2項を介して、実定憲法の解釈にも取り入れられた。

3 水平的社会的拘束

もっとも、著作権の内容の制限を正当化するために主張された社会的拘束には、著作物の利用者（消費者）との関係を念頭に置いたものと、他の創作者との関係を念頭に置いたものの両者が含まれている。例えば、私的使用のための複製について著作権が制限されるのは、消費者の利益のためである（法53条）。これに対して、引用権（法51条）や自由利用（法24条）は、他の著作家の利益のために認められた著作権の制限である。このよ

うに、著作権の制限には、消費者との関係に基づくもの（垂直的社会的拘束）と、著作者相互の関係に基づくもの（水平的社会的拘束）がある⁴¹⁾。

このうち、水平的社会的拘束は、著作者相互の連帯によって自発的に承認されて来たものである。そのことは、現行法の制定前からGEMA-Sozialkasseが存在しており、むしろこれを承認し拡大する形で著作権管理法8条が制定されたことから明らかである。同様に、GEMAによるE-Musikの優遇も、U-Musikの権利者によってもたらされた連带的貢献であり、このような取扱いを制定法によっても承認したのが同法7条2文だといえる⁴²⁾。

以上のように見ると、水平的社会的拘束は、著作者の連帯的共同体において自律的に形成されて来た著作権の制限であり、公共の利益による制限と並んで重要な意義を有するものといえるだろう。財産権保障にもかかわらず、間接的な分配が許されるのは、このような水平的社会的拘束によって正当化されるからであり、またその範囲に限られる。

第四章 おわりに

以上のように、ドイツ法においては、著作者への成果の割当ては、憲法上の権利——財産権保障の基本的内容——として保護されており、このような割当てを害すれば、違憲のおそれがあるものとされていた。たしかに、主に憲法訴訟の対象となっていたのは著作権の制限規定であるが、本来であれば配分を受けるべき権利者から財産的利益を奪うものであれば、憲法上の財産権保障への介入と評価される可能性は否定できない。前述した著作権管理法7条2文、同8条の規定もこれに当たった。そこで、「文化的に重要な著作物及び給付」の優遇や社会控除を正当化するために持ち出されるのが、著作権の制約原理である水平的社会的拘束である。

もっとも、水平的社会的拘束によって正当化するためには、そこで行われている「著作権の制限」は、権利者間の相互扶助といえるものでなければならない。そのため、ドイツ法における間接

的な分配の諸制度においては、利益を受ける者は権利者の結成した団体の構成員に限定されていた。

また、文化的に重要な著作物等の優遇や社会控除が立法によって導入されたものではなく、権利者団体の自発的な相互扶助の制度として、著作権管理法の制定に先立って存在していたことも無視できない。このことによって、間接的な分配の諸制度は、権利者団体の自律的決定としても正当化されるからである。

こうしたドイツ法の視点から見たとき、日本の著作権法104条の8のように「著作権及び著作隣接権の保護に関する事業並びに著作物の創作の振興及び普及に資する事業」への支出を法律によって義務づけることが正当化できるかは、検討の必要があろう。著作者への直接的な分配を徹底できないとしても、権利者間の相互扶助を超えた、公益目的の支出が正当化されることにはならないからである。

また、共通目的事業への支出は、集中管理団体の規程にしたがって行われており、委託事業の対象団体や助成事業の選定基準などにおいて一定の限定が行われている。こうした支出を自律的決定として正当化するためにも、集中管理団体の自律性と著作者等の参加が担保されるべきことになるだろう⁴³⁾。これらの検討は、次稿を期したい。

注

- 1) 加戸守行『著作権法逐条講義(六訂新版)』(著作権情報センター・2013年) 690頁以下。
- 2) 加戸前掲注1) 706頁、阿部浩二「私的録音録画補償金の2割を、いわゆる共通目的基金に支出することについて」コピーライト2014年11月号41頁参照。
- 3) 加戸前掲注1) 706頁以下。阿部前掲注2) 42頁、川瀬真「著作権の集中管理制度の課題と今後のあり方について」コピーライト2014年4月号15頁以下参照。
- 4) 加戸前掲注1) 707頁以下。
- 5) 阿部前掲注2) 42頁参照。本文中で引用した批判については、原文を見つけることができなかった。
- 6) 上野達弘「私的録音録画補償金制度をめぐる課題と展望」ジュリスト1463号(2014) 29頁。
- 7) 上野達弘「国際社会における日本の著作権法：クリエイタ指向アプローチの可能性」コピーライト2012年5月号2頁、市村直也「報酬請求権制度に関する検討——クラウドと私的複製補償金、電子書籍と公貸権、美術の著作物の追及権等——」コピーライト2014年10月号5頁参照。

- 8) 阿部前掲注2) 42頁参照。
- 9) ただし、ロック自身は、労働所有論によって著作者の権利を基礎づけようとする主張に反対していたとされ、労働所有論からの著作権の正当化には批判がある(森村進『ロック所有論の再生』(有斐閣・1997年) 246頁以下、白田秀彰『コピーライトの史的展開』(信山社・1998年) 123頁、山田奨治『〈海賊版〉の思想』(みすず書房・2007年) 45頁、田村善之『著作権法概説[第2版]』(有斐閣・2001年) 1頁以下参照)。
- 10) Walter Bappert, Wege zum Urheberrecht, 1962, S. 254.
- 11) BGHZ 17, 266: Grundig-Reporter. 半田正夫「著作権の一元的構成について」同『著作権法の研究』(一粒社・1971年) 64頁以下[初出1964-1965年]、同「私的利用を目的とする音楽著作物のテープ録音——西独著作権法53条5項制定の経緯——」同書309頁[初出1966年]齊藤博「『私的使用』のための録音・録画」甲斐道太郎編集代表『市民法学の形成と展開 上』(有斐閣・1978年) 302頁以下、辻田芳幸「ドイツにおける私的録画・録音に対する報酬請求権の歴史的発展」紋谷暢男教授還暦記念『知的財産権法の現代的課題』(発明協会・1998年) 595頁以下参照。
- 12) BGHZ 17, 266, 282.
- 13) BGHZ 42, 118: Private Tonbandaufnahme. 同判決の本邦への紹介として、齊藤前掲注11) 312頁、辻田前掲注11) 599頁参照。半田正夫「私的録音と補償金請求権」法曹時報45巻10号(1993) 4頁以下も同判例について述べたものと思われる。
- 14) ドイツ法における補償請求権制度の沿革については、半田前掲注11)「私的利用を目的とする音楽著作物のテープ録音」309頁、辻田前掲注11) 600頁以下参照。
- 15) ドイツ著作権法の翻訳に当たっては、齊藤博訳『外国著作権法令集(16)ードイツ編ー』(社団法人著作権情報センター・1995年)、本山雅弘訳「1965年9月9日の著作権及び著作隣接権に関する法律(著作権法)」(著作権情報センターウェブサイト [http://www.cric.or.jp/db/world/]) を参考にした。
- 16) BT Drucks. IV/270, Begründung, S.71. 辻田前掲注11) 603頁参照。立法者は、私的使用のための磁気テープへの録音についても排他権の行使を認めた磁気テープ事件判決ではなく、私的録音事件判決の立場を採用したことになる。
- 17) BVerfGE 31, 255: Tonbandvervielfältigungen.
- 18) 補償請求権制度に関するドイツ著作権法の改正については、土肥一史「著作権法の改正問題」コピーライト2006年7月号8頁以下、本山雅弘「ドイツ著作権法改正にみる私的複製とその補償金制度の展開」最先端技術関連法研究(国士館大学) 7号(2008) 33頁、辻田芳幸「ドイツ著作権法から見たわが国私的複製補償金制度の課題——『相当な報酬』を中心に——」名経法学35号(2014) 138頁以下参照。

- 19) 拙稿「著作権法における権利論の意義と射程(1) (2・完)」民商法雑誌140巻6号(2009)638頁、141巻1号(2009)45頁、同「憲法による著作権の保障と制約」著作権研究37号(2011)152頁。
- 20) BVerfGE 31, 229: Kirchen- und Schulgebrauch.
- 21) BVerfGE 49, 382: Kirchenmusik.
- 22) BVerfGE 31, 248: Bibliotheksgroschen.
- 23) BVerfGE 31, 270: Schulfunksendungen.
- 24) BVerfGE 31, 275: Schallplatten.
- 25) Schricker/Loewenheim-Reinbothe, Urheberrecht Kommentar, 4. Aufl., 2010, §8 WahrnG Rn. 1; Wandtke/Bullinger-Gerlach, Praxiskommentar zum Urheberrecht, 4. Aufl., 2014, §8 WahrnG Rn. 2; Möring/Nicolini-Freudenberg, Urheberrecht: UrhG, 3. Aufl., 2014, §8 WahrnG Rn. 3. 著作権管理法8条について、Loewenheim-Melichar, Handbuch des Urheberrechts, 2. Aufl., 2010, §47 Rn. 42.
- 26) 著作権管理法の翻訳に当たっては、本山雅弘訳「1965年9月9日の著作権及び著作隣接権の管理に関する法律(著作権管理法)[抄]」(著作権情報センターウェブサイト [<http://www.cric.or.jp/db/world/>])を参考にした。
- 27) Amtl. Begr. BT-Drucks. IV/271 S. 16.
- 28) Fromm/Nordemann-Wilhelm Nordemann/Wirtz, Urheberrecht, 11. Aufl., 2014, §7 WahrnG Rn.1.
- 29) Wandtke/Bullinger-Gerlach, Praxiskommentar zum Urheberrecht, 4. Aufl., 2014, §7 WahrnG Rn. 6.
- 30) Verteilungsplan der GEMA Abschn. X (E-Musik), Abschn. XI (U-Musik). ただし、そのいずれにも分類できない著作物のために、受け皿規定として Abschn. XII が用意されている。
- 31) Paul Hertin, Die Subventionierung der E-Musik durch Einkünfte aus anderen Sparten der Musikverwertung, GRUR 2013, 469.
- 32) Karl Riesenhuber, Autonomie und Beurteilungsspielräume der Verwertungsgesellschaft, GRUR 2014, 443.
- 33) Amtl. Begr. BT-Drs. IV/271, 16; Schricker/Loewenheim-Reinbothe (o. Fn. 25), §8 WahrnG Rn. 1; Möring/Nicolini-Freudenberg, Urheberrecht: UrhG, 3. Aufl., 2014, §8 WahrnG Rn. 1.
- 34) Schricker/Loewenheim-Reinbothe (o. Fn. 25), §8 WahrnG Rn. 2; Möring/Nicolini-Freudenberg (o. Fn. 25), §8 WahrnG Rn. 2; Fromm/Nordemann-Wilhelm Nordemann/Wirtz (o. Fn. 28), §8 WahrnG Rn. 1.
- 35) Schricker/Loewenheim-Reinbothe (o. Fn. 25), §8 WahrnG Rn. 3.
- 36) Amtl. Begr. BT-Drs. IV/271, 16.
- 37) Wandtke/Bullinger-Gerlach, Praxiskommentar zum Urheberrecht, 4. Aufl., 2014, §7 WahrnG Rn. 2.
- 38) Josef Kohler, Das Autorrecht, 1880, S. 40ff. 無体財産権一般について、vgl. ders. Handbuch des Deutschen Patentrechts, 1900, S. 58ff. 邦語文献として、松本重敏『特許発明の保護範囲——その理論と実際』(有斐閣・2000年)15頁参照。
- 39) Alexander Elster, Der Schutz des Geisteswerkes als Ausgleich zwischen Urheber und Allgemeinheit, UFITA 4 (1931), S. 216ff.; Georg Roeber, Urheberrecht oder Geistiges Eigentum, UFITA 21 (1956), 166.
- 40) Hans Otto de Boor, Konstruktionsfragen im Urheberrecht, UFITA 16 (1943), 361.; ders., Urheberrechtliche Grundsatzfragen in Schriftum und Rechtsprechung, UFITA 21 (1956), 132 u. 136; Roeber (o. Fn. 39), 166.
- 41) Ferdinand Melichar, Zur Sozialbindung des Urheberrechts, in: Adrian/Nordemann/Wandtke (Hrsg.), Josef Kohler und der Schutz des geistigen Eigentums in Europa, 1996, S. 104f.
- 42) Melichar (o. Fn. 41), S. 105ff.
- 43) 権利者団体の性質を掲げるものとして、川瀬前掲注3) 15頁以下参照。